

令和８年 鰯ヶ沢町農業委員会 第５回定例総会会議録

令和８年５月８日（金）午前１０時００分開議
鰯ヶ沢町役場 ２階委員会室

- １． 開会
- ２． 会期の決定
- ３． 会議録署名者の指名及び書記の任命
- ４． 諸般の報告
- ５． 議案の上程
- ６． 議案の審議（許可・承認）
- ７． 閉 会
- ８． その他

◎出席委員 10名

会長 木村 賢一	7番 今 仁司
1番 神 文人	8番 神 秀穂
3番 一戸 悦雄	9番 野呂 奈穂子
5番 大谷 大輝	10番 佐藤 松子
6番 木村 優仁	12番 三上 三樹

◎欠席委員 2番 花田 清美
4番 長谷川 貴輝
11番 木村 暢子
13番 工藤 清

事務局	1. 開会 ただ今より令和8年第5回定例総会を開会致します。 はじめに、木村会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は木村会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中10名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。 〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を12番の三上 三樹委員、6番の木村 優司委員にお願いします。 書記については事務局職員にお願いします。
事務局	4. 諸般の報告

事務局	諸般の報告を事務局お願いします。 報告第 1 号 令和 8 年 4 月 1 0 日 西・つがる地区農業委員会連絡協議会総会 場 所：つがる市役所 出席者：木村会長、神職務代理、事務局（碓谷） 報告第 2 号 令和 8 年 4 月 1 7 日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鯉ヶ沢町役場 1 階会議室 2 出席者：一戸 悦雄委員、佐藤 庸貴推進委員、事務局（工藤、荒木関） 報告第 3 号 令和 8 年 4 月 2 4 日 農地法第 3 条及び第 5 条の許可申請に係る事前調査 場 所：建石町字島田地内、建石町字成沢地内、南浮田町字東田大堤ノ沢地内、中村町字下清水崎地内、中村町字中清水崎地内、中村町字笠前地内 出席者：神 秀穂委員、佐藤 松子委員、茶谷 秀光推進委員 事務局（工藤、荒木関）
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について 議案第 1 7 号 農地中間管理事業における農地利用集等促進計画の作成について 以上 3 議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案の審議に入ります。 議案第 1 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。 なお、番号 8 8 番・8 9 番・9 0 番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する神 文人職務代理は一時退席をお願いします
議場	（神 文人職務代理 退席）
議長	議案第 1 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号 8 8 番・8 9 番・9 0 番について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは11頁をお開き下さい。

番号88番説明

農地の所在 大字湯舟町字若山304番

地目 登記、原野、現況、畑

面積5,441㎡

権利種別 3条賃貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り5,000円契約

番号89番説明

農地の所在 大字湯舟町字姥袋町36番

地目 登記、現況、ともに田

面積2,516㎡

権利種別 3条賃貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り10,000円で契約

番号90番説明 12頁をお開き下さい。

農地の所在 大字湯舟町字姥袋町34番1

地目 登記、現況、ともに田

面積2,611㎡

権利種別 3条賃貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a当り3,000円契約

議長

それでは、番号88番・89番・90番について説明がありましたが、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。

議案第13号、番号88番・89番・90番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第15号、番号88番・89番・90番について、原案どおり承認することに決定しました

退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(神 文人職務代理 着席)

議長

続いて、番号91番・97番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席しますので議長を暫時の間、神 文人職務代理者と交代いたします。

(木村会長 退席)

議長
(神職務代理)

暫時の間、議長を務めさせていただきます。
議案第15号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、
番号91番・97番、について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、12頁をお開き下さい。

番号91番説明
農地の所在 大字小屋敷町字浮橋249番
地 目 登記、現況ともに田
面 積 2,611㎡
外田3筆で合計面積6,273㎡
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a当り8,000円契約

番号97番説明 15頁をお開き下さい。
農地の所在 大字北浮田町字今須浜田117番1
地 目 とうき、現況ともに田
面 積 130㎡
外田7筆で合計面積が4,242㎡
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で6俵で契約

議長
(神職務代理)

それでは、番号91番、97番、について説明がありましたが、この件について
ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするよう
お願いします。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしとのことですので、採決致します。

議案第15号、番号91番・97番について原案のとおり承認することに賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第15号、番号91番・97番について、原案どおり承認
することに決定しました

退席していた委員の着席をお願いします。
これで議長代理を終了させていただきます。

(木村会長 着席)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、3頁をお開きください。

番号 6 7 番
農地の所在 大字湯舟町字安田 1 1 0 番 2
地 目 登記、現況ともに田
面 積 1 0 1 m²
権利種別 3 条無償移転
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による譲渡の所有権移転です。

番号 6 8 番
農地の所在 大字建石町字成沢 1 3 2 番
地 目 登記、畑、現況、樹園地
面 積 4, 5 4 1 m²
権利種別 3 条有償移転
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による売買の所有権移転です。

番号 6 9 番
農地の所在 大字中村町字笠前 1 番 1
地 目 登記、現況ともに田
面 積 1, 9 2 2 m²
外田 3 筆で合計面積が 4, 4 2 5 m²
権利種別 3 条有償移転
貸付人と借受人は記載のとおりです。
あっせんによる売買です。

番号 7 0 番
農地の所在 大字赤石町字大和田 2 9 番 1 1 9
地 目 登記、現況ともに畑
面 積 3, 0 9 9 m²
外田 2 筆で合計面積が 5, 0 2 7 m²
権利種別 3 条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10 a 当り 5, 0 0 0 円で契約

番号 7 1 番
農地の所在 大字赤石町字世永 1 6 3 番 2
地 目 登記、現況ともに田
面 積 2, 8 4 6 m²
権利種別 3 条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
1 0 a 当り 1 俵で契約です。

番号 7 2 番
農地の所在 大字赤石町字世永 1 6 6 番
地 目 登記、現況ともに田
面 積 2, 7 3 1 m²
外田 3 筆で合計面積が 1 0, 4 1 7 m²です。
権利種別 3 条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
1 0 a 当り 1 俵で契約です。

番号 7 3 番

農地の所在 大字赤石町字中坪 5 7 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 3, 7 8 1 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

1 0 a 当り 1 俵で法定相続人と契約です。

番号 7 4 番

農地の所在 大字赤石町字中坪 9 8 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 4, 1 6 9 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

1 0 a 当り 1 俵で契約です。

番号 7 5 番

農地の所在 大字姥袋町字霜坂滝ノ下 4 1 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 655 m²

外田 1 筆で合計面積は 3, 3 6 7 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

1 0 a 当り 1 俵で契約です。

番号 7 6 番

農地の所在 大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢 1 4 1 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 3, 7 2 2 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

1 0 a 当り 1 俵で法定相続人と契約です。

番号 7 7 番

農地の所在 大字館前町字中川原 3 0 番 1

地 目 登記、現況ともに田

面 積 1, 2 3 1 m²

外田 4 筆で合計面積は 3, 7 8 3 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

1 0 a 当り 1 俵契約です。

番号 7 8 番

農地の所在 大字館前町字山口 4 1 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 5, 0 6 1 m²

外田 9 筆で合計面積が 1 8, 8 6 1 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当たり 1 俵で契約です。

番号 79 番

農地の所在 大字南金沢町字床夏 276 番

地目 登記、現況ともに田

面積 8,432 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当たり 1 俵で契約です。

番号 80 番

農地の所在 大字深谷町字細ヶ平 12 番 1

地目 登記、現況ともに田

面積 1,656 m²

外 5 筆で合計面積が 7,357 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

全部で 1 俵で契約です。

番号 81 番

農地の所在 大字小森町字野田 126 番 13

地目 登記、現況ともに田

面積 1,865 m²

外 2 筆で合計面積が 3,915 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

全部で 4 俵で法定相続人と契約です。

番号 82 番

農地の所在 大字中村町字中清水崎 17 番 1

地目 登記、現況ともに田

面積 2,811 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当たり 1 俵で契約です。

番号 83 番

農地の所在 大字中村町字下清水崎 294 番 1

地目 登記、現況ともに田

面積 2,499 m²

外 1 筆で合計面積が 5,541 m²

権利種別 3 条貸貸借

貸付人と借受人は記載のとおりです。

10a 当たり 1 俵で契約です。

番号 84 番

農地の所在 大字中村町字下栄山 180 番 1

地目 登記、現況ともに田

面積 3,183 m²

外田 1 筆で合計面積が 3,926 m²

権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で3俵で契約です。

番号85番
農地の所在 大字長平町字甲音羽山64番297
地目 登記、現況ともに田
面積 16,232㎡
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り12,000円で契約です。

番号86番
農地の所在 大字長平町字甲音羽山3番1
地目 登記、現況ともに田
面積 2,154㎡
権利種別 3条賃貸借
借受人は記載のとおりです。
10a 当り12,000円で契約です。

番号87番
農地の所在 大字湯舟町字若山395番
地目 登記、現況ともに田
面積 11,816㎡
外田1筆で合計面積が16,592㎡
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り8,000円で契約です。

番号92番 13頁をお開き下さい。
農地の所在 大字建石町字餅ノ沢72番25
地目 登記、現況ともに畑
面積 4,833㎡
外畑1筆で合計面積が8,413㎡
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で100,000円で契約です。

番号93番
農地の所在 大字中建石町字大平42番
地目 登記、畑、現況、樹園地
面積 9,469㎡
外田2筆、畑1筆で合計面積が21,661㎡
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当り10,000円で契約です。

番号94番
農地の所在 大字建石町字大平199番20
地目 登記、現況ともに田

面 積 6, 730 m²
外田1筆で合計面積が7, 938 m²
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当たり10, 000円で契約です。

番号95番
農地の所在 大字北浮田町字外馬屋80番41
地 目 登記、現況ともに畑
面 積 4, 878 m²
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
全部で10, 000円で契約です。

番号96番
農地の所在 大字北浮田町字今須前田124番
地 目 登記、現況ともに田
面 積 1, 415 m²
外田4筆で合計面積が17, 390 m²
権利種別 3条賃貸借
貸付人と借受人は記載のとおりです。
10a 当たり1俵で契約です。

番号98番
農地の所在 大字南浮田町字東田大ノ沢64番
地 目 登記、現況ともに田
面 積 2, 333 m²
権利種別 3条有償移転
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による売買の所有権移転です。

番号99番
農地の所在 大字中村町字下清水崎53番2
地 目 登記、現況ともに田
面 積 3, 152 m²
外田3筆で合計面積が9, 950 m²
権利種別 3条有償移転
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による売買の所有権移転です。

次に、資料の17頁をごらんください。

農地法第3条の調査書について
番号67番から69番、98番から99番について説明します。
資料の第2項第1号をご覧ください。

番号67番
第2項第1号

知人間の譲渡である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は水稻等の作付けをしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、4月24日に神秀穂委員、佐藤松子委員、茶谷秀光推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号68番

第2項第1号

知人間の売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は自己管理しており、所有権移転後においてはりんごを作付けする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、4月24日に神秀穂委員、佐藤松子委員、茶谷秀光推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号69番

第2項第1号

あっせんによる売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は水稻等の作付けをしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、4月24日に神秀穂委員、佐藤松子委員、茶谷秀光推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号98番

第2項第1号

知人間の売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第2項第6号

当該申請地は水稻等の作付けをしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、4月24日に神秀穂委員、佐藤松子委員、茶谷秀光推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

番号99番

第2項第1号

知人間の売買である。譲受人の経営農地はすべて耕作されていて、これまでどおり耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。

第２項第６号

当該申請地は水稻等の作付けをしており、所有権移転後においては同様の管理をする計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

なお、４月２４日に神秀穂委員、佐藤松子委員、茶谷秀光推進委員、事務局が調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

以上で説明を終わります。

議長

それでは議案第１５号について審議に入ります。

議案第１５号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。議案第１５号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第１５号、農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして議案第１６号農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、資料１９頁をごらんください。

農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

番号１番

農地の所在 大字建石町字島田１４５番２

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 ４２５㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

転用理由は一般住宅の建設であります。

申請地ですが、２０頁の地図をご覧ください。

申請地はその他の農地（第２種農地）と判断され、許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から議案第１６号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった、神秀穂委員より調査結果をお願いします。

神秀穂委員	令和8年4月24日、佐藤松子委員、茶谷秀光推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。議案第16号1番をご覧ください。 申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。 申請地は建石町字島田145番2、面積は425㎡、登記地目現況ともに畑、となっております。 一般基準からみた判断を申し上げます。今回の申請は一般住宅の建設するための転用申請です。一般住宅の許可基準は宅地面積が500㎡以内、建蔽率が20%以上となっております、土地利用計画図ではその基準を満たしております。周囲の状況は、隣接する農地の所有者からも同意を得ていることから、営農上の支障等はないとみてまいりました。 また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。 以上、事前調査結果の報告を終わります。
議長	報告ありがとうございます。それでは議案第16号について審議に入ります。 議案第16号についてご異議、ご質問を許します。なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
1番 神文人委員 事務局	譲渡人と譲受人の住所が一緒となっているが、どうゆうことか？ 現在、譲渡人の奥さんの実家に住んでいる。
議長	他にございませんか？
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第16号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。 続きまして、議案第17号、農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成についての承認について事務局に説明を求めます。
事務局	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について 番号12番 農地の所在 大字南金沢町字唐松16番1 地 目 登記、現況ともに畑 面 積 1,419㎡ 外田5筆で合計面積が7,777㎡ 権利種別 機構法による賃貸借（受け手の変更） 権利を設定する者および受ける者は記載のとおりです。 契約期間は令和8年7月31日から令和8年12月13までの残期間の賃貸借となります。 10a当り玄米で379kgの契約です

	番号 1 3 番 農地の所在 大字南金沢町字平塚 2 2 1 番 1 地 目 登記、現況ともに田 面 積 1, 3 4 7 m² 外田 1 筆で合計面積が 2, 3 1 5 m² 権利種別 機構法による賃貸借（受け手の変更） 権利を設定する者および受ける者は記載のとおりです。 契約期間は令和 8 年 7 月 3 1 日から令和 9 年 1 2 月 1 1 1 までの残期間の賃貸借となります。（1 年 5 ヶ月） 1 0 a 当り玄米で 1 3 8 kg の契約です 以上で説明を終わります。
議長	それでは議案第 1 7 号について審議に入ります。 議案第 1 7 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 7 号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので議案第 1 7 号、農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和 8 年第 5 回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	8. その他 次回の総会は 6 月 1 0 日（水）開催予定。 4 月から農業委員の報酬の改定がありました。（推進委員の報酬の改定はなし） 今年の西つ農業委員会大会、8 月 2 5 日（火）深浦町町民文化ホールで開催予定です。それに伴い、大会の要望案を次回の定例会までに考えてください。
議長	その他、特になければこれで全日程を終了いたします。 会 長 木 村 賢 一 会議録署名者 木 村 暢 子 〃 大 谷 大 輝